

総合地球環境学研究所研究教育職員の研究業績等審査に関する規則

平成 25 年 4 月 1 日制 定

規則第 51 号

令和 5 年 3 月 23 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の研究教育職員（以下「教員」という。）の研究業績等を厳正に審査することにより研究水準の維持向上と組織の活性化を図るため、研究所の教員に研究業績等審査を受けることを義務付けるとともに、研究業績等審査に関する必要事項を定めるものである。

(研究部所属の教員の研究業績等審査)

第 2 条 研究部に所属する教員の研究業績等審査については、所長が学術上の業績等を評価基準として、研究所の「大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員勤務評定実施規程の取扱いについて」第 2 条第 1 項第一号により行うものとする。

(研究基盤国際センター及び経営推進部所属の教員の研究業績等審査)

第 3 条 研究基盤国際センター及び経営推進部（以下「センター等」という。）に所属する教員のうち、総合地球環境学研究所研究教育職員の任期に関する規則（以下「地球研教員任期規則」という。）第 2 条に規定する別表に定める「再任に関する事項」の欄に可の適用を受ける者の研究業績等審査については、次に掲げる項目に基づき行うものとする。

- 一 所属組織の一員としての業務遂行実績
 - 二 個人の活動による研究所内や研究所外への貢献度
 - 三 学術上の業績評価
- 2 センター等の研究業績等審査の時期及び対象期間は、当該教員が採用又は再任の日から 3 年 6 ヶ月を経た時点及びその当該期間とする。
 - 3 所長は、第 1 項に規定する研究業績等審査を行うために、研究業績等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、審査委員会の設置に関し運営に必要な事項は別に定める。
 - 4 研究業績等審査の決定は、第 1 項に掲げる審査項目の業績評価を経て総合的に判断し、次に掲げる各号の評価水準に応じて、当該各号に定める評価区分を付すことにより行うものとする。
 - 一 極めて優秀 S
 - 二 優秀 A

三 良好 B

四 不良 C

5 審査委員会の審査結果は、所長に報告された後、当該教員に通知するものとする。

6 前項までに定めるもののほか、審査に必要なものは別に定める。

(センター等の教員に係る審査結果の取扱い)

- 第4条 所長は、前条に規定する教員のうち、採用の日から3年6ヶ月を経た時点で行う審査委員会の評価区分がS、A又はBを決定された場合は再任を、S又はA評価を決定された場合は昇任を検討し、研究戦略会議に諮るものとする。ただし、助教の職にある者の昇任においては、審査委員会の評価区分がSを決定された場合に限るものとする。
- 2 所長は、再任の日から3年6ヶ月を経た時点で行う審査委員会の評価区分が、Sを決定された者は、任期の定めのない教員とすること又は昇任を検討し、研究戦略会議に諮るものとする。
- 3 所長は、再任については当該教員の任期が満了となる日の6ヶ月前までに、任期の定めのない教員とすること又は昇任については1年前までに、任期の定めのない教員とすること又は昇任のその可否を当該教員に通知するものとする。

(任期の定めのない教員の研究業績等審査)

第5条 センター等の教員のうち任期の定めのない教員については、任期の定めのない教員となった日から5年ごとに、第3条第1項に定める項目を、審査基準に基づき審査委員会の研究業績等審査を受けるものとする。

- 一 審査委員会の審査結果は、所長に報告された後、当該教員に通知するものとする。
- 二 審査委員会の審査結果が評価区分Cの場合、所長は当該教員に対して適切な指導勧告を行うものとする。当該教員は、その勧告を真摯に受け止め、対処しなければならない。
- 三 センター等の准教授又は助教で委員会の審査結果が評価区分S又はAの場合、昇任については第4条第1項によるものとする。この場合において、同条第3項中「当該教員の任期が満了となる日の1年前までに」とあるのは、「当該教員が審査結果の通知を受けてから6月以内に」とする。

(その他)

第6条 この規則に定めがあるもののほか、研究業績等審査の実施に必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は平成25年4月1日から施行し、同日以降採用された教員に対して適用する。

附 則

この規則は平成 28 年 7 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 25 年 4 月 1 日以降に採用又は昇任した教員及び平成 25 年 3 月 31 日以前に採用され、この申合せの適用の日（以下「適用日」という。）の前日において任期を付されて在職する研究推進戦略センター又は研究高度化支援センターの教授、准教授又は助教である者で、施行日において研究基盤国際センターの同一の職に任命される者のうち、平成 28 年 7 月 11 日改正地球研教員任期規則附則第 2 項において、適用日以降に実施する意向確認において改正後の地球研教員任期規則の適用を選択した者に対して適用する。なお、改正後の地球研教員任期規則の適用を選択しなかった者については、改正前の地球研教員任期規則を適用する。

附 則

1. この規則は、令和 5 年 3 月 23 日から施行（以下「施行日」という。）し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前から研究基盤国際センター、IR 室、広報室及び国際出版室に在職する者のうち、令和 4 年 4 月 1 日の適用の日以降に引き続き経営推進部の教員として配置換となった者の研究業績等については、従前の所属の業務を配置換後の所属の業務とみなして取り扱うものとする。
2. 令和 4 年 4 月 1 日の適用日から施行日までの間に第 3 条第 2 項に定める「採用又は再任の日から 3 年 6 ヶ月を経た日」が到来する教員に限り、経過措置として、施行日までの期間の業績を対象期間に含むものとし、第 4 条第 3 項中「任期の定めのない教員とすること又は昇任については、1 年前まで」とあるのを「任期の定めのない教員とすること又は昇任については、8 ヶ月前まで」と読み替えるものとする。